

【掲載官報】

平成 22 年 7 月 30 日 本紙第 5365 号

【法令名】

○雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部を改正する政令

【法令番号】

平成 22 年 7 月 30 日 政令第 177 号

【管轄省庁】

厚生労働省

【施行期日】

平成 22 年 8 月 1 日

【法令のあらまし】

* 趣旨・目的

船員保険について、「雇用保険法等の一部を改正する法律（平成19年法律第30号）」により職務上の事由による保険給付は労働者災害補償保険に、失業に関する給付は雇用保険に移管し、各法の体系をベースに賃金スライド等を実施しており、改定の手続に基づき賃金スライド率等を定める。

* 要旨

1 職務上の事由による保険給付額の改定

雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による障害年金等の額について、その支給の原因となった災害が平成 21 年 3 月 31 日以前に発生したものである場合には、賃金水準の変動に応じてその改定を行うこととし、賃金スライド率（△1.42%）とした。

（第 57 条の 2 第 1 項関係）

2 失業に関する給付額の改定

雇用保険法等の一部を改正する法律による改正前の船員保険法の規定による介護料の月額等について、常時又は随時介護を受ける場合に通常要する費用等を考慮した額

となるよう改定手続を省令・告示に委任する。

- ・介護料 省令で給付額を改定
- ・葬祭料 告示で給付額を改定
- ・失業等給付 告示で給付額を改定

(第 57 条の 2 第 2 項～第 10 項関係)

【参考】

船員保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省令第 93 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 3 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 311 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 4 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 312 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 5 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 313 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 6 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 314 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 7 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 315 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 8 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 316 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 9 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 317 号）

雇用保険法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第 57 条の 2 第 10 項の規定に基づき厚生労働大臣の定める率を定める件（平成 22 年 7 月 30 日厚生労働省告示第 318 号）

.....